主

原決定を取消す。 長崎地方裁判所佐世保支部執行吏Aは抗告人の委任に係る同庁昭和二十七年(ワ)第二二八号建物収去土地明渡等請求事件の執行力ある判決正本に基く強制執行として、別紙目録記載の家屋に対するBその他の第三者の占有を解き抗告人にその占有を得せしめなければならない。

本件抗告理由の要旨は、本件強制執行において長崎地方裁判所佐世保支部執行吏 Aは、同裁判所の「別紙目録記載の家屋に対する債務者等(C、D)の占有を解き 執行吏にその保管を命ずる、執行吏はその現状を変更しないことを条件として債務 者等にその使用を許さなければならない」旨の仮処分命令の執行の結果、現にその 命令の趣旨に応じて、該家屋を保管中であるに拘らず、第三者であるBが自己の所 有権を主張して右家屋を占有しているので執行不能であると認めてこれを中止し た。而して、原決定は、執行吏の保管中である事実は直ちに執行吏が右仮処分命令 の執行を継続中であると解すべきではなく。該仮処分命令に基き右家屋に対する占

これて投ずるに、本件強制執行の方法に関する異議申立書添付の執行調書謄本の記載によれば、長崎地方裁判所佐世保支部執行吏Aが昭和二十八年四月四日本件強制執行のため債務者(CD)の住所に臨みたるに、債務者宅は全戸他に転居したるを以て本件執行は不能に終つたのでこれを止めたとあるが、本件強制執行は抗告人原告、債務者被告間の同裁判所昭和二十七年(ワ)第二二八号建物収去土地明度等請求事件の執行力ある判決正本に基き債務者が債権者たる抗告人に対して別紙目録記載の本件家屋を明渡すべきことであるから、これが強制執行てその占有を解いてその持行為をなすに際し、債務者をが全下である、そして、その執行行為をなすに際し、債務者をは管察者に得せしめることである、そして、その執行行為をなすに際し、債務者をは管察者に得せしめることである、そして、その執行行為をなすに際し、債務者に得せしめることであるが、そして、その執行行為をなすに関立であるが全に関立であるができるのであるべき謂わばない。

なお、前記執行調書謄本には参考事項として本件強制執行当時、本件家屋には第三者たるB(右調書謄本には合瀬儀作とあるも記録中の他の記載によりBの誤記とと同時に占有を始めている旨の記載があり、この第三者の居住占有していると同時に占有を始めている旨の記載があり、この第三者の居住占有しているといる、執行吏において本件強制執行を不能であるとして止めた真の理由であるようである、然しながら本件家屋についてはこれより先昭和二十七年五月二十八日抗告との申請に基き債務者に対し該家屋に対する債務者の占有を解いて債権者の委任したの申請に基き債務者に対し該家屋に対する債務者の占有を解いて債権者の委任したの申請に基き債務者に対し該家屋に対する債務者の占有を解いて債権者の委任したの申請に基き債務者にその保管を命ずる執行吏はその現状を変更しないことを条件として債務者にその住居として使用を許さなければならない旨によりの令が発せられ、該命令は当時既に前示A執行吏の手により執行せられていたことは本件異議申立書添付の仮処分決定謄本及び前記執行調書謄本の記載により明である。

(要旨)このように、仮処分命令によつて家屋の保管を命ぜられた執行吏にはこれが保管を全うすべき職責のあるこ〈/要旨〉とはいうまでもないことであると同時にその保管の職責を全うするためには、執行吏は当該保管(占有)を侵す者に対しては直接これを排除し得るものとせねばならないから、右執行吏の保管に係る家屋に第三者が居住占有を始めるにおいては、執行吏は該第三者に対し別個の債務名義を要

することなく、保管者としての職責上これが明渡乃至退去を強制し得るものと解するのを相当とする、若し然らずして、かかる第三者の明渡乃至退去を求めるには、これに対し更に改めて新しい債務名義を得なければならないものとせば、執行吏に目的家屋を保管せしめて、これが明渡乃至退去の強制執行を保全せんとして仮処分をなした目的は甚だしく没却されるであろう、然らば前記仮処分命令に基く執行により本件家屋を保管する前示A執行吏は、該家屋に居住占有せるBその他の第三もの占有を解いた上、本件強制執行としてこれが占有を債権者たる抗告人に得せしるべきである、然るにかかる場合には第三者に対し別個の債務名義が必要であるべきである、然るにかかる場合には第三者に対し別個の債務名義が必要であるして、本件強制執行を止めた同執行吏の措置を正当なりとし、これに対する抗告人の異議申立を却下した原決定は失当であるからこれを取消すべきものとし、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 野田三夫 判事 川井立夫 判事 天野清治)